

2022年2月3日付 新型コロナウイルス感染拡大(第6波)による特別対応 定期利用の解約・お休みの取り扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大(第6波)に伴う、企業のテレワーク実施等により駐輪場を利用しない方(定期利用)は、特例として下記のとおりお休み扱いの受付をいたします。詳しくは、下記をご覧ください。

2月分定期の解約・返金について

- 申請期限** **2022年2月11日(金)まで** ※各駐輪場の窓口営業終了時間まで
- 対象** 2月分定期をご購入済で、
2月1日以降1度も駐輪場を利用していない方
- 必要書類等** ○定期カード
○2月分定期利用シール
- 注意事項** ・2月1日以降、駐輪場を利用した場合は、解約・返金できません。
・申請期限までにお申し出がない場合は、解約・返金できません。
・駐輪場に自転車を置いたままの場合は、解約・返金できません。
・2月分定期のお休み扱いをご希望の際は、
以下「お休み扱い」の取り扱いについてをご覧ください。

お休み扱い(区画確保)について

- 申請期限** **2021年2月11日(金)まで** ※各駐輪場の窓口営業終了時間まで
- 対象** お休み希望月の前月まで定期を購入済で、
お休み期間中に駐輪場を利用しない(駐輪しない)方
- お休み期間** **2022年2月28日まで**
※状況により、期間が変更となる場合がございます。
変更の際は、駐輪場内掲示物およびHPで告知いたします。
- 必要書類等** ○定期カード
○手数料(500円)※高校生以下の学生の場合は免除
- 注意事項** ・駐輪場に自転車・バイクを駐輪したままの場合、駐輪場を利用していることとなるため、お休み扱いは適用できません。
・申請期限までにお申し出がない場合、お休み扱いの申請はできません。
・お休み扱いは遡って対応することはできません。
・お休み扱いの特別対応が終了した月の翌月分定期の購入がない場合は解約となります。
・解約後、定期利用を再開する場合は、改めて新規申込手続きおよび手数料(500円)が必要となります。
・お支払いいただいた手数料は返金できません。